

公印省略

7 建 第 2949 号
令和8年1月19日

点検事業者・調査（検査）者の方へ

福岡県五特定行政庁連絡協議会
会長 福岡県建築都市部建築指導課長

昇降機等定期報告制度の運用について（依頼）

日頃より建築物の安全確保にご尽力いただきありがとうございます。

今般、建築基準法の規制対象とするエレベーター及び小荷物専用昇降機の範囲の見直しを行うため、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号。以下「改正令」という。）が、令和7年9月3日に公布され、令和7年11月1日から施行されました。

この改正令を受け、福岡県内五特定行政庁（福岡県、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市）では、下記のとおり運用することといたしますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 令和7年11月1日以降に建築基準法の規制対象外となる既存の簡易リフトの手続き方法

昇降機等変更届及び簡易リフト自己申告書（簡易リフト設置報告書の写しでも可）を提出してください。

2. 昇降機等変更届が受理された簡易リフトの取扱い

定期報告の対象外として取り扱います。

3. 本運用の対象となる簡易リフト

本運用は、令和7年11月1日以降も存する労働安全衛生法で規制を受けている事業場に設置された簡易リフトを対象とします。

4. 施行令改正の詳細

国土交通省ホームページ等をご参照ください。

参考：チラシ「簡易リフトに関する法令の手続きが変わりました」

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001971566.pdf>

参考：建築物に係る防火関係規制の見直し等について

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001079.html

参考：建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001967213.pdf>

【運用に関するお問い合わせ先】

以下の4市を除く福岡県全域に設置された昇降機等については…

福岡県建築都市部建築指導課 TEL (092) 643-3722

北九州市内に設置された昇降機等については…

北九州市都市戦略局指導部建築指導課 TEL (093) 582-2531

福岡市内に設置された昇降機等については…

福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築指導課 TEL (092) 711-4583

久留米市内に設置された昇降機等については…

久留米市都市建設部建築指導課 TEL (0942) 30-9089

大牟田市内に設置された昇降機等については…

大牟田市都市整備部建築住宅課 TEL (0944) 41-2797

(記載例)

整理番号

00-000-0000

昇降機等 変更 廃止 休止・再使用 届

下記の 昇降機等 を (変更・廃止・休止・再使用) したので届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日

特定行政庁 〇〇〇 様

届出者 (所有者又は管理者)

住所 福岡県〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

1 所有者の住所・氏名	福岡県〇〇〇		
2 管理者の住所・氏名	福岡県〇〇〇		
3 建物(施設)の概要	所 在 地	福岡県〇〇〇	
	名 称	〇〇〇	
	用 途	工場	
4 確認済証交付年月日及び番号	年	月	日 第 号
5 検査済証交付年月日及び番号	年	月	日 第 号
6 前回検査年月日	年	月	日
7 昇降機等の概要	種 類	エレベーター・小荷物専用昇降機・エスカレーター・遊戯施設	
	用 途 / 号 機	/ 号機	
	積載量・定員		
	定 格 速 度		
	整 理 番 号	00-000-0000	
8 (変更・廃止・再使用・休止) 年月日	令和7年 11月 1日		
9 変 更 事 項	新	労働安全衛生法施行令第一条第九号への該非確認のため、簡易リフト自己宣言書(簡易リフト設置報告書の写しでも可)の添付が必要です	
	旧		
10 理 由	労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第一条第九号に規定する簡易リフトに該当するため定期報告対象外		
11 休 止 期 間	休 止 期 間 :	年 月 日	~ 年 月 日

注意: 届出区分に応じ、該当する項目について記入してください。

(記載例)

昇降機等変更届添付資料

整理番号

00-000-0000

簡易リフト自己申告書

令和〇年 〇〇月 〇〇日

今回設置するリフトは、この届出の時点において、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第一条第九号に規定する簡易リフトに該当することを申告いたします。

申請者氏名 〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇

設置事業場の事業の種類* 〇〇〇〇業（細分類番号〇〇〇〇）

設置するリフトの製造業者名 〇〇〇株式会社

設置するリフトの型番・積載荷重 〇〇〇 · 〇〇〇 k.g

設置場所 福岡県〇〇〇

設置個数 〇台

* 事業の種類には、日本標準産業分類の分類項目表から該当する細分類項目を記載してください

■ この自己申告書についての説明事項

- (1) 以下のチェックシートの項目に 1 つでも該当しない場合には、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第一条第九号に規定する簡易リフトには該当しないこととなります。
- (2) 申告内容が、事実と異なる又は用途変更等により異なることとなった場合は、設置されるリフトは、法令に規定する構造基準への適合等が求められることとなります。
- (3) クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）第 202 条に基づき簡易リフト設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出した場合は、その写し等をもって、本自己申告書に代えることができます。同条に基づく報告書の提出要否については所轄労働基準監督署にご確認ください。

チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち 1 つでも該当しない場合は、簡易リフトに該当しないこととなります。

- ✓ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業の事業場に設置されるものである
- ✓ せり上げ装置、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものではない
- ✓ 荷のみを運搬することを目的とするものである
- ✓ 搬器の床面積が 1 平方メートル以下又はその天井の高さが 1.2 メートル以下である
- ✓ 建設用リフトではない

* この申告書の提出にかかわらず、所轄労働基準監督署により、リフトを設置する事業場が労働基準法別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げるものに該当しないと判断された場合には、当該リフトは法令への適合が求められることとなります。